

令和7年度

第414回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>ただいまから令和7年度第414回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。3番仲宗根哲也委員、4番岸部忍委員、11番島袋貴委員の3名でございます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番仲村学委員、13番大城信男委員、お願いいたします。</p> <p>事前現地調査委員は、5番高宮城実一郎委員、9番高江洲繁委員、12番長谷川亜紀委員、報告者は9番高江洲繁委員にお願いします。</p> <p>それでは議案に入ります。議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>私のほうからの説明は以上ですが、與那嶺係長のほうから補足があります。</p>
事務局	<p>議案第1号 受付番号1番ですが、令和7年3月に「農用地利用集積等促進計画案に関する意見」で決定した農地ですが、取下げになっています。理由として、①公社が借り受けるときの賃料及び公社が貸し付けるときの賃料については、中間管理事業規程第7条の定めに基づき農業委員会が提供する賃借の動向等及び基盤整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準が基本となりますが、今回対象者から提示された賃料が水準を大幅に超える額であり、公社では適正価格ではないと判断され、農用地利用集積等促進計画の承認が得られないことが判明しました。それに伴い今月3条申請を行っております。以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>現地調査を、5番高宮城実一郎委員、9番高江洲繁委員、12番長谷川亜紀委員の3名で行っておりますので、調査報告を9番高江洲繁委員、お願いします。</p>
9番	<p>昨日、4月23日水曜日、午後1時から午後3時半まで、5番高宮城実一郎委員、12番長谷川亜紀委員、私、9番高江洲、また事務局からは、山城事務局長、それと與那嶺係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、高宮城実一郎委員、長谷川亜紀委員によりお願いいたします。</p> <p>それでは座って説明いたします。ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号1番、見取図の1ページになります。申請地の池原12丁目753番は、池原公民館の東に位置し、現況は天地返しされた耕作準備中の土地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはらつきょうなどの栽培予定</p>

	<p>であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根委員。</p>
6番	<p>公社から取下げになった理由をもう1度説明をお願いします。</p>
農林水産課	<p>沖縄市役所農林水産課の横田と申します。よろしくお願いします。</p> <p>今回取下げになった件ですが、農業委員会が公表している農用地の賃料の平均単価があります。今回、契約単価が平均単価の倍に上回っていることで、公社の審査を通るのが厳しいということで、取下げになっております。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>ほかに何かご意見ございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>進行いたします。それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なし声がございます。</p> <p>それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、許可といたします。進行いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号1番から11番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。</p> <p>(議案第2号を読み上げて説明。)</p> <p>以上となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、9番高江洲繁</p>

委員、現況報告と農地の区分をお願いします。

9 番

ご報告いたします。議案第2号、受付番号1番、見取図の2ページになります。申請地はコザ高校の南に位置し、現況は稼働中の鉄工所でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

続きまして、受付番号2番、見取図の3ページになります。申請地は美里郵便局の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

次は受付番号3番、見取図の4ページになります。申請地は先ほどと一緒に美里郵便局の南に位置し、現況は使われている駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

次、受付番号4番、見取図の5ページになります。申請地は北谷中学校の南に位置し、現況は畑跡地の草地でありました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

続きまして、受付番号5番、見取図の6ページになります。申請地は美里小学校の隣にあり、現況はクロキとかシークワサーなどの木がある休耕地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域にあり、第3種農地としました。

受付番号6番、見取図の7ページになります。申請地は宮里中学校の南東に位置し、現況は草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

続きまして、受付番号7番、見取図の8ページになります。申請地はコザ中学校の東に位置し、現況は駐車場の一面でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号8番、見取図の9ページになります。申請地はコザ高校の北に位置し、現況は傾斜地で、重機で雑木等を倒したような跡の状況でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。

受付番号9番、見取図の10ページになります。申請地は泡瀬第二公民館の北に位置し、現況は平らな草地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であり、第2種農地としました。

受付番号10番、見取図の11ページになります。申請地は比屋根小学校の北に位置し、現況は駐車場で稼働中でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。

受付番号11番、見取図の12ページになります。申請地は沖縄こどもの国

	<p>の東に位置し、現況は芝生の広場で駐車場としても使われていました。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号1番から11番について、委員の意見を求めます。</p> <p>どうぞ、1番島袋委員。</p>
1番	<p>受付番号2番と3番について、始末書が必要なのか。また受付番号8番の譲受人・譲渡人の関係は。</p>
事務局	<p>受付番号2番と3番については、農地転用の許可を得ずに駐車場として利用していることから、始末書の添付が必要となります。また、8番については、権利関係が使用貸借権の場合、関係等を確認しますが、賃貸借権の場合、譲受人・譲渡人の関係について確認していません。</p>
議長	<p>ほかに何かご意見ございますか。</p> <p>9番高江洲委員、どうぞ。</p>
9番	<p>受付番号9番についてですが、周辺は住宅が多く見られる地域だが、墳墓として認められるのか。</p>
事務局	<p>墳墓として認められるかは、墓地埋葬法及び農地法の両方の許可が必要となります。農地法による転用許可は墓地埋葬法の許可を得ることが条件となります。</p>
議長	<p>進めてよろしいですか。</p> <p>9番高江洲委員、どうぞ。</p>
9番	<p>受付番号10番の始末書の件ですが、現所有者から提出されているのか。</p>
事務局	<p>こちらの始末書は、現所有者から始末書が提出されています。現所有者が駐車場として整備したためでございます。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>それでは進行します。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から11番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	(全委員挙手)
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号1番から11番について許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、受付番号1番、農地の一時転用承認願申請の件について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いいたします。</p> <p>(議案第3号を読み上げて説明。)</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、9番高江洲繁委員、現況報告をお願いします。</p>
9番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号1番、見取図の13ページになります。申請地は古謝公民館の北東に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われ、申請に係る農地は仮設工作物の設置内で一時的な利用に供するために行われるもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる農地の区域で、その規模が10ha以上の第1種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号について、委員の意見を求めます。</p> <p>どうぞ、1番島袋委員。</p>
1番	<p>この送水管工事(石川～上間送水)というのは、どこまでですか。</p>
事務局	<p>この事業は企業局のほうで発注している事業で、公共工事となります。</p> <p>うるま市の芸術劇場から海邦町州崎の埋立地までの工事です。</p>
1番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかに何かございますか。</p> <p>2番仲村委員、どうぞ。</p>
2番	<p>農振区分は第1種農地となっているが、これは転用可能ですか。</p>
事務局	<p>一時転用は可能です。</p>
2番	<p>分かりました。</p>

議長	ほかに何かございますか。 6番仲宗根委員、どうぞ。
6番	この土地は共有名義ですか。
事務局	2筆ありますが、それぞれ個人名義となっています。
議長	よろしいですか、ほかにございますか。 (進行の声)
議長	進行します。議案第3号、農地の一時転用承認願申請の件、受付番号1番について承認とすることに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございまして。議案第3号、農地の一時転用承認願申請の件、受付番号1番について、承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	承認することに全員が賛成でありますので、承認とします。 議案第1号から第3号までの審議、大変お疲れさまでございました。 これをもちまして、令和7年度第414回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和7年 4月24日

会 長 宮城 徳重 

議 長 宮城 徳重 

2 番 仲村 学 

13番 大城 信男 